

YMCA健康福祉専門学校

社会福祉科【一般養成通信課程】

精神保健福祉科【短期養成通信課程】

入学案内 2024

(専門実践教育訓練給付金制度指定講座)



社会福祉士、精神保健福祉士を目指される皆様へ

社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法に、精神保健福祉士は、精神保健福祉士法に定めがある国家資格です。国家資格は法律により、その職務や業務が明確に定められます。例えば、医師が医療を弁護士が法律事務を職務とするように、社会福祉士や精神保健福祉士は相談援助を業とすると定められています。相談援助とは、「ソーシャルワーク」のことを指します。社会福祉士や精神保健福祉士は、ソーシャルワークを専門に行う国家資格であると位置づけられます。

では、ソーシャルワークとはどのようなものでしょうか。2014年7月メルボルンにおける国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）総会及び国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）総会において採択された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」では、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人びとのエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。（中略）ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人びとやさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」と定義されています。

ソーシャルワークとは、何等かの理由で生活課題が生じている人びとが、その人らしい充実した生活を送ることができるよう、その人やその人のおかれている環境、ひいては社会全体に対して働きかけます。なかでも社会福祉士は生活課題全般に、精神保健福祉士はメンタルヘルスに関わる生活課題に働きかける専門職です。その目指すところは、「地域の中で様々な状況の人びとが共に生活していくことができる社会の構築」として共通しています。

私たち YMCA 健康福祉専門学校通信課程（社会福祉科、精神保健福祉科）では、単に国家資格が取得できれば良いという教育ではなく、多様な社会問題が頻発する現代社会の中で活躍することができる、ソーシャルワーク専門職を養成するための教育を行いたいと考えています。期間の短い通信課程ではありますが、受講生の皆様が必要な知識・技術を習得し、ソーシャルワークの価値に基づく支援が実践できることを目指していきます。国家試験の合格は、その目標の延長線上にあるものと考えています。

そのためには、受講生の皆様のご協力が不可欠です。通信課程での学びは、自己学習が中心です。「自ら学ぶ」という積極的な態度で学び、さらに「ソーシャルワークを理解し実践できるようになりたい」という意欲を持ってぜひ一緒に学びましょう。そのような意欲をお持ちの方であれば、最終目標である「国家試験合格」も現実的なものになると思います。

社会福祉科をご希望される方のなかには、福祉関係の学びが初めてである方もいらっしゃると思います。その中には、1年6カ月という短い修業期間で、ソーシャルワーク実践に必要な力を身につけられるか不安な方もいらっしゃると思います。重要なことは、ソーシャルワークの価値を理解し、意欲をもって学びを深めていくことであると思います。それが実現できれば、修了時にはソーシャルワークの基礎的な力が身につく、国家試験に合格できる実力も十分身につくと思います。

精神保健福祉士を希望される方は、本校は短期養成課程ですので、社会福祉士の資格をお持ちか、基礎的な社会福祉の学びは修了されている方になります（入学資格の詳細はP27をご参照ください。）。したがって、9カ月という短期間での精神保健福祉士専門科目のみの学びになります。受講生の多くはすでに現場でソーシャルワーカーとしてご活躍の方が多くいらっしゃいますが、これまでのご経験や知識に加え、メンタルヘルス課題に対応できる知識や精神保健福祉士としての視点を獲得していただける学びをご提供します。

私たちも、皆様の学ぶ意欲に応えられるよう、準備をすすめております。どうぞ、私たちの通信課程を選択していただきますようお願い申し上げます。

YMCA 健康福祉専門学校通信課程

【国家試験合格率】

- 第 35 回 社会福祉士（新卒）54.5% <全国平均 44.2%>
- 第 25 回 精神保健福祉士（新卒）88.5% <全国平均 71.1%>

目次

社会福祉科(一般養成通信課程)

学習内容	2
履修科目とレポート提出スケジュール	3
年間授業計画	4
よくあるご質問	5
受講生の声	6
社会福祉科教員一覧	7
社会福祉科実習施設一覧	8
募集要項	11
出願手続き	12
参考資料:実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲	13
神奈川県 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付事業	20

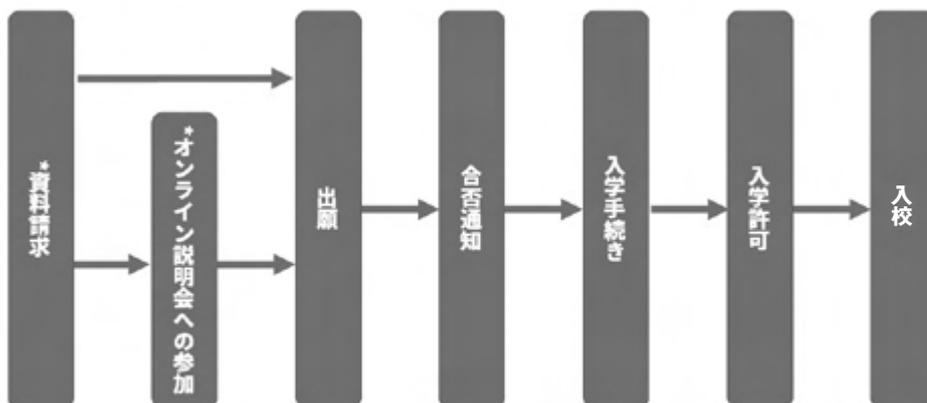
精神保健福祉科(短期養成通信課程)

学習内容	21
履修科目と面接授業時間数・レポート提出スケジュール／年間授業計画	22
よくあるご質問／精神保健福祉科教員一覧	23
受講生の声	24
精神保健福祉科実習施設一覧	25
募集要項	27
出願手続き	28
参考資料1 基礎科目について	30
参考資料2 実務経験として認められる指定施設における相談業務の範囲	32

入学願書等記入例..... 35

社会福祉科・精神保健福祉科専門実践教育訓練給付金制度について..... 40

入校までの流れ



お問い合わせはこちら



*資料請求をしていただきますと、出願書類も合わせてお送りしております。出願には最新の書類が必要となりますので必ず該年度の資料をお手元にご請求いただきますようお願いいたします。
*オンライン説明会への参加は必須ではありませんが、学習方法、入学手続きについてご説明いたします。ご質問にもお答えいたしますので、ぜひご参加ください。

精神保健福祉科（短期養成通信課程） 学習内容

通信課程による学習は、自宅学習（レポート提出）、スクーリング（面接授業）、精神保健福祉援助実習で構成されます。

【自宅学習（レポート提出）】

- ・テキストを通して履修科目を学習し、各科目で出題される課題レポートを提出します。
- ・提出時期および科目名等については、次ページをご覧ください。
- ・提出されたレポートは、各担当教員の添削指導を受けた後に返却いたします。

【スクーリング（面接授業）】

- ・全科目・全時間に出席し、確認テストに合格（60%以上）することが必要です。

●**日程**：2024年5月～9月の土・日曜を含む全7日間を予定

●**会場**：湘南とつかYMCA（6日間）、YMCA健康福祉専門学校（1日）

※会場は裏表面をご覧ください。

【精神保健福祉援助実習】

- ・P.32以降の参考資料2に記載されている指定施設で相談援助業務の実務経験が1年に満たない方は、医療機関と障害福祉事業所等、機能の異なる2施設での精神保健福祉援助実習が必要です。

●**実習期間**：2024年6月～11月

●**実習時間**：①精神科病院等医療機関の実習90時間と福祉事業所の実習120時間の計210時間。

・210時間＝90時間（約12日）の医療機関＋120時間（約15日間）の福祉事業所の実習

②社会福祉士の「社会福祉援助技術現場実習」または「相談援助実習」を履修している方は、福祉事業所での実習60時間が免除となり、計150時間の実習時間となります。

・150時間＝90時間（約12日）の医療機関＋60時間（約8日間）の福祉事業所の実習

※②に該当する方は、社会福祉士実習の履修を確認するため、卒業した大学または養成校から発行された履修証明書または成績証明書を提出していただきます。（P.29、⑨を参照）

●**実習事前指導**：2024年5月 会場はYMCA健康福祉専門学校を予定

●**実習事後指導**：2024年12月 会場はYMCA健康福祉専門学校を予定

●**実習についてその他の留意点**

- ・実習先や日程等は、入学後に実習希望調査票を提出していただき個別に調整しますが、受入れ施設や受入れ時期が、ご希望に添えない場合もあります。

- ・実習はおよそ1カ月にわたり、基本的に平日実施です。土・日・祝日のみの実習はできません。

出願にあたっては、職場や家庭とよくご相談してください。

【履修科目と面接授業時間数・レポート提出スケジュール】

※レポート提出スケジュールは変更する場合がありますのでご承知おきください。

履修科目	面接授業時間数	レポート提出数	レポート提出スケジュール(予定)							
			5月	6月	7月	8月	9月	10月 ～ 11月	12月	
精神医学と精神医療	6h	2	●		●				未提出・不合格レポート再提出期間	修了
現代の精神保健の課題と支援	6h	2		●		●				
精神保健福祉の原理	6h	2	●				●			
ソーシャルワークの理論と方法	6h	2		●	●					
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	6h	2				●	●			
精神障害リハビリテーション論	3h	1				●				
精神保健福祉制度論	3h	1			●					
ソーシャルワーク演習(専門)	9h	3		●		●	●			
ソーシャルワーク実習指導	9h	—								

※精神保健福祉実習指導は実習必修者のみ履修

※使用テキスト:「新・精神保健福祉士養成講座(全9巻セット)」中央法規出版 別途費用約27,000円

【年間授業計画】

2024年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自宅学習 (レポート)		レポート提出①	レポート提出②	レポート提出③	レポート提出④	レポート提出⑤	未提出・不合格 レポート再提出			修了			
面接授業 (スクーリング)		面接授業(スクーリング) 5月～9月の日曜(土曜もあり)を中心に 全7日間を予定					国家試験受験 対策講座 別途有料にて実施					国家試験受験	国家試験合格発表
相談援助 実習 (該当者)		実習事前指導	← 実習期間6月～11月:210時間 *社会福祉士実習履修者は150時間 →						実習事後指導		認定		

よくあるご質問

Q 私の職歴は実務経験に該当しますか？

A 実務経験として認められるのは、厚生労働省の定める指定施設における相談援助業務です。P.32以降の参考資料2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」を参照し、ご自身の実務経験がこれに該当するか確認してください。

Q 実習が必要なのですが、実習施設や日程はどのように決まるのでしょうか？

A 実習は、本校の実習施設として届出をした施設で行う必要があります。実習施設及び実習時期は事前に実習希望調査票でご希望を伺い、それにより調整していきます。ただし、施設側の事情によりご希望に添えない場合があることをご承知おきください。

Q スクーリングを欠席した場合あるいはレポートが未提出や不合格の場合はどうなりますか？

A スクーリング（面接授業・実習指導）を欠席した場合は留年となり、再履修は次年度の開講日となります（有料）。また未提出・不合格レポートの場合は、その数が規定数以内であれば年内再提出期間（11月）に再提出することができますが、規定数を超えると留年となり次年度に再履修（有料）していただきます。

Q 学費に関する補助制度はありますか？

A 本校精神保健福祉科は、専門実践教育訓練給付金制度の指定講座となっています。詳しくはP.40をご覧ください。

精神保健福祉科教員一覧

(2023年9月現在)

科目	担当教員(敬称略)
精神疾患とその治療	一木崇弘 (熊本大学医学部研究員)
精神保健の課題と支援	久米知代 (聖徳大学講師)
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	福山和女 (ルーテル学院大学名誉教授)
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	福島喜代子 (ルーテル学院大学教授) 坂入竜治 (昭和女子大学講師)
精神保健福祉に関する制度とサービス	栗田陽子 (YMCA健康福祉専門学校教員)
精神障害者の生活支援システム	栗田陽子 (YMCA健康福祉専門学校教員)
精神保健福祉援助演習(専門)	長見英知 (湘南精神保健福祉士事務所所長) 久米知代 (聖徳大学講師) 國重智宏 (帝京平成大学講師) 栗田陽子 (YMCA健康福祉専門学校教員)
精神保健福祉援助実習指導 精神保健福祉援助実習	長見英知 (湘南精神保健福祉士事務所所長) 栗田陽子 (YMCA健康福祉専門学校教員)

精神保健福祉科 受講生インタビュー

精神保健福祉科での学びを聞いてみました！

Q. レポートでの学びについて教えてください。

最初は基礎的な学びを整理する内容が多いですが、後半は専門的な内容になり、自分の考えを書くことが多くなります。レポートがなければ、自ら考えを深めることもないように思うので、レポートを通して考える機会を与えられているように感じます。

精神保健福祉士の仕事の中では、根拠に基づいて利用者や患者に伝えることもあるので、その考え方を組み立てる機会となっていて、その大事さを感じています。また、伝える時の表現力も磨く機会となっているように思います。

レポートのフィードバックで、自分が書いた内容に対し、「良い気付きですね」と先生が共感してもらえると、言いたいことが伝えられたという実感、強み、自信につながっています。一方、アドバイスなどは、自分と違う視点を与えられることで学びにつながっています。



Q. スクーリングの魅力は何ですか？

知識だけでなく、様々な先生の考え方を知ることができる機会となっています。人権などの授業では、専門性という、心の部分を鍛えることができるように感じました。利用者さんや患者さんとの人間同士の関わりの重要性を実感しました。

また、授業の中で国家試験対策のポイントも示していただいたので、自分の国家試験に向けた勉強に役立っています。

他の受講生とも話し合いが多く、いろいろな職種の方と話すことで、いろいろな考え方を知ることができました。自分が歩んできたことがない道を歩んできた話を聞くことができるので、自分一人の勉強では体験できない大きな学びを感じています。



精神保健福祉科実習施設一覧

(2023年9月現在)

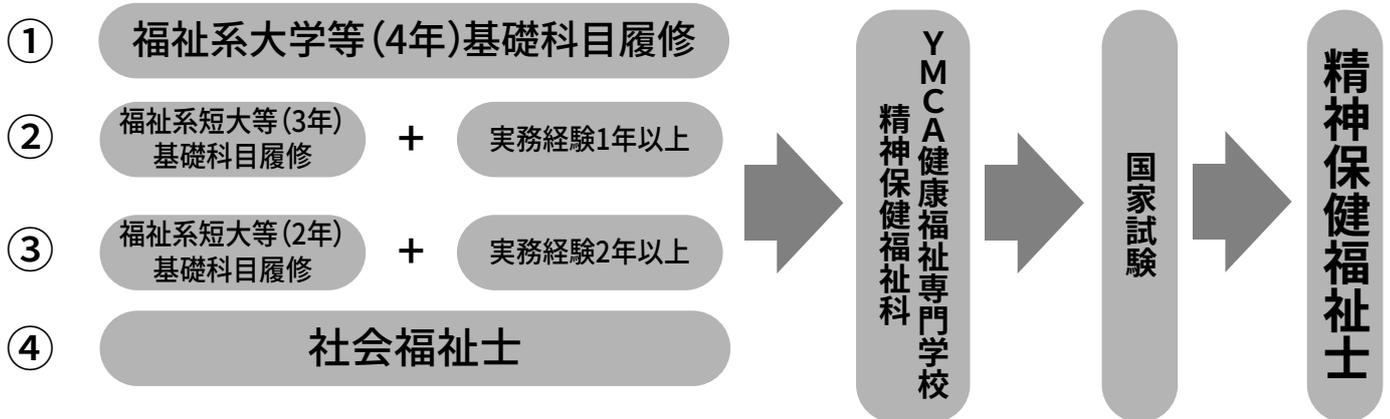
※実習施設の都合により、2024年度実習の受け入れができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

	都道府県	施設種類	施設名	所在地
1	栃木県	地域活動支援センター	ふれ愛みゆき	宇都宮市
2	栃木県	精神科病院	朝日病院	小山市
3	群馬県	地域活動支援センター	伊勢崎地域生活支援センター	伊勢崎市
4	群馬県	障害福祉サービス事業	はばたき	太田市
5	群馬県	精神科病院	三枚橋病院	太田市
6	群馬県	精神科病院	群馬病院	高崎市
7	茨城県	障害福祉サービス事業	ハートケアセンターひたちなか	ひたちなか市
8	茨城県	障害福祉サービス事業	生活支援センター「風(Foo)」	水戸市
9	茨城県	精神科病院	日立梅ヶ丘病院	日立市
10	茨城県	精神科病院	栗田病院	那珂市
11	埼玉県	障害者就業・生活支援センター	障害者就業・生活支援センターCSA	上尾市
12	埼玉県	精神科病院	聖みどり病院	さいたま市
13	静岡県	精神科病院	三島森田病院	三島市
14	静岡県	就労継続支援B型	きさらぎ	沼津市
15	静岡県	精神科病院	静岡県立こころの医療センター	静岡市
16	静岡県	地域活動支援センター	静岡市支援センターなごやか	静岡市
17	千葉県	精神科病院	手賀沼病院	柏市
18	千葉県	精神科病院	総武病院	船橋市
19	千葉県	障害福祉サービス事業	こころの風元気村	千葉市
20	東京都	精神科診療所	慈友クリニック	新宿区
21	東京都	就労移行支援	ピアス	国立市
22	東京都	障害福祉サービス事業	原町田スクエア	町田市
23	東京都	地域活動支援センター	こうじや生活支援センター	大田区
24	東京都	就労継続支援B型	こらーるカフェ	墨田区
25	東京都	精神科病院	あきる台病院	あきる野市
26	東京都	精神科病院	駒木野病院	八王子市
27	東京都	精神科診療所	ハナクリニック	江東区
28	東京都	精神科病院	南晴病院	大田区
29	東京都	就労移行支援	ジネス	八王子市
30	東京都	地域活動支援センター	かまた生活支援センター	大田区
31	東京都	就労継続支援B型	巣立ち工房	三鷹市
32	神奈川県	精神科病院	愛光病院	厚木市
33	神奈川県	精神科病院	ハートフル川崎病院	川崎市高津区
34	神奈川県	精神科病院	福井記念病院	三浦市
35	神奈川県	精神科病院	藤沢病院	藤沢市
36	神奈川県	精神科病院	ワシン坂病院	横浜市中区
37	神奈川県	就労継続支援B型	鶴巻工芸	秦野市
38	神奈川県	相談支援・地域活動支援センター	とらいむ	鎌倉市
39	神奈川県	精神科診療所	相州メンタルクリニック	厚木市
40	神奈川県	精神科病院	武田病院	川崎市多摩区
41	神奈川県	地域活動支援センター	横浜市栄区生活支援センター	横浜市栄区
42	神奈川県	就労継続支援施設	かつら工房 サンライズ	横浜市栄区
43	神奈川県	精神科病院	生田病院	川崎市多摩区
44	神奈川県	生活介護就労継続支援施設	大根工芸	秦野市

番号	都道府県	施設種類	施設名	所在地
45	神奈川県	地域活動支援センター	地域生活支援センターりっぷる	川崎市幸区
46	神奈川県	精神科病院	鶴見西井病院	横浜市鶴見区
47	神奈川県	精神科病院	平塚病院	平塚市
48	神奈川県	精神科病院	江田記念病院	横浜市青葉区
49	神奈川県	地域活動支援センター	地域生活支援センターゆりあす	川崎市麻生区
50	神奈川県	相談支援事業	横浜市青葉区生活支援センター	横浜市青葉区
51	神奈川県	精神科診療所	開花館クリニック	横浜市戸塚区
52	神奈川県	就労継続支援B型	ギッフエリ	横浜市中区
53	神奈川県	相談支援事業	横浜市金沢区生活支援センター	横浜市金沢区
54	神奈川県	精神科病院	富士見台病院	平塚市
55	神奈川県	精神科病院	横浜ほうゆう病院	横浜市旭区
56	神奈川県	精神科診療所	うしおだ診療所	横浜市鶴見区
57	神奈川県	就労継続支援施設	HOPE きづき	座間市
58	神奈川県	就労継続支援B型	ぱれっとワークスれんげ	横浜市鶴見区
59	神奈川県	相談支援事業	横浜市鶴見区生活支援センター	横浜市鶴見区
60	神奈川県	精神科病院	神奈川病院	横浜市旭区
61	神奈川県	相談支援事業	横浜市南区生活支援センター	横浜市南区
62	神奈川県	精神科病院	日向台病院	横浜市旭区
63	神奈川県	精神科病院	横浜丘の上病院	横浜市戸塚区
64	神奈川県	地域生活支援センター	横浜市緑区生活支援センター	横浜市緑区
65	神奈川県	就労継続支援B型	ワークピアさつき	南足柄市
66	神奈川県	精神科病院	あさひの丘病院	横浜市旭区
67	神奈川県	就労移行支援	鶴見ワークトレーニングハウス	横浜市鶴見区
68	神奈川県	相談支援事業	地域生活相談センターひまわり	川崎市麻生区
69	神奈川県	精神科診療所	さいとうクリニック	横浜市神奈川区
70	神奈川県	就労移行支援	就労移行支援事業所りんく	秦野市
71	静岡県	精神科病院	服部病院	磐田市
72	神奈川県	相談支援事業	戸塚区生活支援センター	横浜市戸塚区
73	神奈川県	精神科病院	秦野病院	秦野市
74	静岡県	就労移行・就労継続支援B型	たんぱぼ共同作業所	磐田市
75	静岡県	精神科病院	日本平病院	静岡市
76	神奈川県	就労継続支援B型	シャロームの家	横浜市磯子区
77	東京都	精神科診療所	町田まごころクリニック	町田市
78	神奈川県	精神科診療所	青山会関内クリニック	横浜市中区
79	神奈川県	精神科診療所	ティ.エイチ.ピー.メディカルクリニック	藤沢市
80	神奈川県	精神科診療所	金沢文庫エールクリニック	横浜市金沢区
81	静岡県	就労継続支援B型	ふくろう	三島市
82	東京都	就労継続支援A・B型	西府いこいプラザ	府中市
83	東京都	精神科診療所	府中こころ診療所	府中市
84	神奈川県	精神科診療所	しんよこメンタルクリニック	横浜市港北区
85	神奈川県	相談支援事業	横浜市港北区生活支援センター	港北区
86	神奈川県	就労継続支援B型	かわせみの家	相模原市
87	神奈川県	精神科病院	相模湖病院	相模原市
88	神奈川県	就労移行支援	就労サポートセンターねくすと	鎌倉市
89	神奈川県	相談支援事業	旭区生活支援センターほっとぽっと	横浜市旭区

精神保健福祉科（短期養成通信課程）募集要項

入学資格：次のいずれかに該当する方。※大学、短期大学、専門学校は日本で認可されたものに限りま。



- ① 福祉系4年制大学等において基礎科目^{※1}を修めて卒業した方（卒業見込みを含む）
- ② 福祉系3年制短期大学（専門学校）において基礎科目^{※1}を修めて卒業＋実務経験^{※2} 1年以上の方
- ③ 福祉系2年制短期大学（専門学校）において基礎科目^{※1}を修めて卒業＋実務経験^{※2} 2年以上の方
- ④ 社会福祉士の国家資格を有する方

※1 基礎科目はP.30～P.31の参考資料1「基礎科目について」をご覧ください。

※2 実務経験として認められる施設種類、職種については、P.32～P.34の参考資料2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」をご覧ください。

●入学資格と実習について

- ・上記①と④に該当する方は、精神保健福祉援助実習の履修が必要です。ただし入学前（2024年3月31日現在）に指定施設で1年以上の実務経験のある方は「実務経験証明書^{書式3-③}」の提出により、実習が免除となります。
- ・上記②と③に該当する方は、「実務経験証明書^{書式3-③}」の提出により、実習が免除となります。

●募集地域：東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県に限る（関東+静岡）

●定員：80名

●修業年限：9カ月（2024年4月1日～2024年12月31日）

●学費：下記表をご覧ください。

	実習免除の方	実習150時間の方	実習210時間の方
入学金	20,000円	20,000円	20,000円
授業料	200,000円	200,000円	200,000円
実習費	0円	160,000円	210,000円
学費合計	220,000円	380,000円	430,000円

専門実践教育訓練給付制度に関しては、P.40をご覧ください。

※実習時間についてはP.21をご参照ください。

※原則入学時一括納入、振込手数料は自己負担となります。事情がある場合はご相談ください。

●教材：テキストは中央法規出版「新・精神保健福祉士養成講座（全9巻）」別途27,000円程度。

●**選考日程**: 2023年10月2日より願書受付を開始し、以下の日程で選考いたします。

回数	出願受付期間(必着)	合否通知発送日	学費納入締切日
第1回	2023年10月 2日(月)～10月27日(金)	2023年11月 1日(水)	2023年11月15日(水)
第2回	2023年10月30日(月)～11月24日(金)	2023年11月29日(水)	2023年12月13日(水)
第3回	2023年11月27日(月)～12月15日(金)	2023年12月20日(水)	2024年 1月10日(水)
第4回	2023年12月18日(月)～ 1月12日(金)	2024年 1月17日(水)	2024年 1月31日(水)
第5回	2024年 1月15日(月)～ 2月 9日(金)	2024年 2月14日(水)	2024年 2月28日(水)
第6回	2024年 2月13日(火)～ 3月 1日(金)	2024年 3月 6日(水)	2024年 3月14日(木)
第7回	2024年 3月 4日(月)～ 3月15日(金)	2024年 3月21日(木)	2024年 3月28日(木)
第8回	2024年 3月18日(月)～ 3月28日(木)	2024年 3月29日(金)	2024年 4月 4日(木)

- ・ **出願方法**：下記の出願手続きにしたがい、出願書類を出願受付期間中に簡易書留で郵送してください。
- ・ **入学選考料**：5,000円（支払い方法については出願手続きをご覧ください）
- ・ **選考方法**：提出された書類および小論文を審査のうえ合否を決定いたします。
※選考に関するお問い合わせには一切お答えできません。
- ・ **入学手続き**：学費納入指定日までに学費を納入の上、指定期間内に入学手続き書類を提出してください。
※一旦納入された選考料及び学費は原則として返金いたしません。

※第36回社会福祉士国家試験（2024年2月4日）を受験される方で、引き続き精神保健福祉科への出願を希望される方は、3月の合格発表後の出願期間に社会福祉士登録証に替えて、社会福祉士国家試験合格証のコピーを同封して出願してください。社会福祉士登録証が届き次第(4月以降)コピーを提出していただきます。

出願手続き

※ご出願にあたっては、要件をよくご確認のうえ、必要書類を揃えてご提出ください。

出願書類：必要な出願書類は入学資格によって異なりますので、以下の該当する書類を確認してください。

●すべての方が提出するもの

- ① **入学願書**（精神保健福祉科所定用紙）・・・書式1
- ② **課題小論文**（精神保健福祉科所定用紙） 筆記700字～800字・・・書式2
- ③ **合否通知用封筒**（所定封筒） 住所・宛名を記入し、344円（速達料金含）の切手を貼付してください。
- ④ **入学選考料（5,000円）** 以下に振り込み、明細票のコピーを入学願書の裏面に貼付してください。

三井住友銀行 横浜支店 普通預金 7090251
<口座名義人> 学校法人横浜YMCA（ガッコウホウジンヨコハマワイエムシーエー）

※振込時は、ご自身の氏名の前に「セイシン」を付けてください。振込手数料は本人負担となります。

●入学資格に応じて提出するもの

- ⑤ **大学・短期大学等卒業（見込）証明書**：提出日より6カ月以内に発行されたもの。
 - ・ 2024年3月に大学等を卒業見込の方は、卒業見込証明書を提出してください。（証明書氏名が旧姓の場合は願書の旧姓欄に記入）4月の入学時までに変更して、卒業証明書を提出していただきます。
- ⑥ **実務経験証明書**：実習免除の方のみ提出（精神保健福祉科所定用紙）・・・書式3-③
 - ・ 福祉施設・機関または、医療機関で実務経験を有する方は実務経験証明書を提出していただきます。
 - ・ 施設種類、職種欄には、P.32～P.34の参考資料2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類、職種名を正確に記載してください。
 - ・ 実務経験を満たすため複数の施設・機関から証明を受ける場合は、用紙をコピーして各施設・機関から証明を受けてください。証明書の提出により、「精神保健福祉援助実習」が免除されます。

⑦基礎科目履修証明書

- ・基礎科目については、参考資料1 (P.30～P.31) をご覧ください。
- ・2009年3月以前に大学等に入学した方（2009年3月以前に大学等に編入した方も含む）は、精神保健福祉科所定用紙「書式4-①」を使用し、大学等から証明を受けて提出してください。
- ・2009年4月～2012年3月までに大学等に入学した方は、精神保健福祉科所定用紙「書式4-②」を使用し、大学等から証明を受けて提出してください。
- ・2012年4月以降に大学等に入学された方は、精神保健福祉科所定用紙「書式4-③」を使用し、大学等から証明を受けて提出してください。

⑧社会福祉士登録証のコピー

- ・社会福祉士を取得している方は、社会福祉士登録証のコピーをA4版で提出してください。
- ・第36回社会福祉士国家試験に合格し、引き続き精神保健福祉科に出願される方は、国家試験合格証のコピーを提出してください。入学後に「社会福祉士登録証」のコピーを提出していただきます。

⑨「社会福祉援助技術現場実習」あるいは「相談援助実習」の履修証明書または成績証明書

- ・精神保健福祉援助実習が必要な方で、大学・福祉系養成校等で社会福祉士の「社会福祉援助技術現場実習」あるいは「相談援助実習」を履修された方は、そのことが記載されている履修証明書または成績証明書を大学・福祉系養成校等に請求し、他の出願書類とともに提出してください。
- ・この証明書の提出により、精神保健福祉援助実習（210時間）のうち福祉施設実習が60時間免除され、実習時間は150時間となります。（P.21参照）

【出願書類】 入学資格に応じて、必要な書類（●印のもの）を提出してください。

入学資格 提出書類	福祉系4年制大学卒		福祉系短期大学等卒	社会福祉士	
	実務経験なし	実務経験1年以上	実務経験1年以上 または2年以上	実務経験なし	実務経験1年以上
①入学願書	●	●	●	●	●
②課題小論文	●	●	●	●	●
③合否通知用封筒	●	●	●	●	●
④入学選考料振込控	●	●	●	●	●
⑤卒業（見込）証明書	●	●	●	—	—
⑥実務経験証明書	—	●	●	—	●
⑦基礎科目履修証明書	●	●	●	—	—
⑧社会福祉士登録証のコピー	—	—	—	●	●
⑨履修証明書または成績証明書	(▲)	—	—	(▲)	—

※⑨は精神保健福祉援助実習が必要な方で、大学、福祉系養成校等で社会福祉実習を履修した方が提出していただきます。精神保健福祉援助実習において福祉施設での実習60時間が免除されます。

※書類記入上の注意：すべての提出書類は、黒色のボールペン等で、自筆で正確に記入してください。

修正する場合は、その箇所に二重線を引き、訂正印を押してください。

出願方法：所定の封筒を使用し、必要な出願書類をすべて封入し、「簡易書留」で郵送してください。

原則として、郵送以外の出願は受付できません。

※選考対象とされた提出書類はお返しいたしません。

※選考料及び学費の振込手数料は自己負担となりますのでご了承ください。

※必要書類以外のものは入れないでください。

参考資料1 基礎科目について

社会福祉士の資格をお持ちでない方（P.27の入学資格①,②,③に該当する方）が本校精神保健福祉科に出願する場合、精神保健福祉に関する基礎的な科目を既に履修済みであることが必要です。これを「基礎科目」といいます。基礎科目は大学や短大に入学した年によって科目名が異なりますので、基礎科目を履修したかどうかをご卒業された学校にお問い合わせください。

なお、基礎科目を履修されている方が本校精神保健福祉科に入学申込する場合、基礎科目の履修証明書（本校所定用紙）の提出が必要となります。

- (1) 2009年3月以前に大学等に入学（編入学も含む）された方は、下記の1～5までの合計最低5科目すべてを、大学・短期大学等で単位取得していることが必要です。書式4-① に大学等から証明を受け、提出してください。

1	社会福祉原論
2	社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目
3	精神保健福祉援助技術総論（または社会福祉援助技術総論）
4	医学一般
5	心理学、社会学、法学のうち1科目

※上記「基礎科目」は、別の科目名で読替えが可能な場合があります。内容は、下記の「読替え科目一覧」を参照してください。また類似の名称の場合はそれが基礎科目に該当するかを各自でその科目を履修した大学等で必ず確認してください。

●読替え科目一覧

本科科目	左記科目の読替えが可能な科目名
社会福祉原論	社会福祉原論、社会福祉概論、社会事業概論、社会福祉概説、社会福祉学概論、社会福祉学、社会福祉、社会福祉総論
社会保障論	社会保障概論、社会保障
公的扶助論	公的扶助、生活保護論、生活保護制度論、生活保護
地域福祉論	地域福祉
精神保健福祉援助技術総論	社会福祉援助技術総論、社会福祉方法原論、社会福祉方法原理、社会福祉方法論、社会事業方法論、社会福祉方法総論、ソーシャルワーカー原論、ソーシャルワーカー論、ソーシャルワーカー
医学一般	医学概論、医学知識
心理学	心理学概論、臨床心理学と発達心理学をともに履修していること
社会学	社会学概論、家族社会学と地域社会学をともに履修していること
法学	法学概論、法律学、憲法・民法及び行政法を履修していること

※平成10年3月障第208号厚生省障害保健福祉部長通知による。

- (2) 2009年4月～2012年3月に大学等に入学（編入含む）の方は下記基礎科目が適用されます。

書式4-② に大学等から証明を受け提出してください。

1	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2	社会保障
3	低所得者に対する支援と生活保護制度
4	福祉行財政と福祉計画
5	保健医療サービス
6	権利擁護と成年後見制度
7	精神保健福祉援助技術総論

※平成20年厚生労働省告示第308号による。

(3) 2012年4月以降入学の方は次の11科目が適用されます。**書式4-③**に大学等から証明を受け提出してください。

1	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2	現代社会と福祉
3	地域福祉の理論と方法
4	社会保障
5	低所得者に対する支援と生活保護制度
6	福祉行財政と福祉計画
7	保健医療サービス
8	権利擁護と成年後見制度
9	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
11	精神保健福祉援助演習(基礎)

※平成23年文部科学省令・厚生労働省令第3号による。

●**読替え科目について:**

基礎科目は同一名称の科目を履修したことが原則となりますが、学校によっては同じ授業内容を異なる名称で開講している場合があります。これを「読替え科目」といいます。ご自身が精神保健福祉士短期養成課程申込に必要な基礎科目(読替え科目)を履修済みかどうかについては、卒業された大学等でご確認ください。

参考資料 2 実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲

■ 本表における相談援助業務についての留意点・注意点

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている方で、以下の項目を満たしている必要があります。

- 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。
 - 精神障害者の相談
精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供
 - 精神障害者に対する助言、指導
精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導
 - 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練
社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練
 - 精神障害者に対するその他の援助
精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めると、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援
 - 援助を行なうための関係者との連絡、調整等
 - ・ケースカンファレンス等の会議への出席
 - ・ケース記録等の関係書類の整理
 - ・職員間の申し送り、連絡、調整
 - ・関係機関との連絡、調整
- 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。
- 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・(事業等)種類・職種为例として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)で従事した期間を通算して計算するものとする。

対象となる施設(事業等)・職種

下表の職種は、いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

	番号	施設種類	職種	
精神保健福祉法	1	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー／医療ソーシャルワーカー	
	2	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
医療法	3	病院	精神科ソーシャルワーカー／医療ソーシャルワーカー	
	4	診療所		
地方自治体	5	市区町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
地域保健法	6	保健所	精神保健福祉相談員／社会福祉士／精神科ソーシャルワーカー／心理判定員	
	7	市町村保健センター		
児童福祉法	8	障害児通所支援事業を行う施設(医療型児童発達支援を除く)(児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員
			放課後等デイサービス	
			居宅訪問型児童発達支援	
			保育所等訪問支援	
	9	乳児院	児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員	
	10	児童養護施設	児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員／職業指導員	
	11	福祉型障害児入所施設(知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員／保育士／職業指導員／児童発達支援管理責任者／心理指導担当職員	
	12	児童心理治療施設(旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員／保育士／家庭支援専門相談員	
	13	児童相談所	児童福祉司／受付相談員／相談員／電話相談員／児童心理司／児童指導員／保育士	
	14	母子生活支援施設	母子支援員／少年を指導する職員	
15	障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員		
16	児童自立支援施設	児童自立支援専門員／児童生活支援員／職業指導員		

	番号	施設種類	職種	
児童福祉法	17	児童家庭支援センター	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定す職員	
	18	児童自立生活援助事業をおこなう施設	相談援助業務を行う指導員	
生活保護法	19	救護施設	生活指導員	
	20	更生施設		
	21	被保護者就労支援事業を行う事業所	就労支援員	
	22	被保護者就労準備支援事業を行う事業所 被保護者家計改善支援事業を行う事業所	就労支援員／被保護者就労準備支援担当者／相談支援に従事する者	
	23	就労支援事業を行う事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	
	24	日常生活支援住居施設	生活支援員／生活支援提供責任者	
生活困窮者自立支援法	25	生活困窮者自立相談支援事業を行う自立相談支援機関	主任相談支援員／相談支援員／就労支援員／家計改善支援員／就労準備支援担当者	
	26	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所		
	27	生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所		
社会福祉法	28	福祉事務所	査察指導員／身体障害者福祉司／知的障害者福祉司／老人福祉指導主事／現業員／家庭児童福祉主事／家庭相談員／面接員に相当する職員／婦人相談員／母子・父子自立支援員／母子・父子自立支援プログラム策定員／就業支援専門員／「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員／生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	
		29	都道府県社会福祉協議会日常生活自立支援事業	専門員
	30	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員／相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員	
知的障害者福祉法	31	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司／心理判定員／職能判定員／ケース・ワーカー	
法務省設置法	32	保護観察所	社会復帰調整官／保護観察官	
障害者の雇用の促進等に関する法律	33	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	
	34	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー／職場適応援助者	
	35	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者／就業支援担当者／生活支援担当職員	
売春防止法	36	婦人相談所	相談指導員／判定員(心理・職能判定員)／婦人相談員	
	37	婦人保護施設	入所者を指導する職員	
刑事収容施設法	38	刑事施設	刑務官／法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官	
少年院法	39	少年院	法務教官／法務技官(心理)／福祉専門官	
少年鑑別所法	40	少年鑑別所	法務教官／法務技官(心理)	
更生保護事業法	41	更生保護施設	補導に当たる職員／福祉職員／薬物専門職員	
発達障害者支援法	42	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員／就労支援を担当する職員	
障害者総合支援法	43	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員／サービス管理責任者
			自立訓練を行う施設	
			就労移行支援を行う施設	生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者
			就労継続支援を行う施設	
			就労定着支援を行う施設	就労定着支援員／サービス管理責任者／相談援助業務に従事する職員
			自立生活援助を行う施設	
			短期入所を行う施設	相談援助業務に従事する職員
	重度障害者等包括支援を行う施設			
	共同生活援助を行う施設(共同生活介護であった期間を含む)			
	44	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行っている施設	相談支援業務に従事する職員
障害者相談支援事業を行っている施設				
障害児等療育支援事業を行っている施設				

	番号	施設種類	職種
障害者総合支援法	45	一般相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	相談支援専門員
	46	特定相談支援事業を行う施設 (相談支援事業を行う施設であった期間を含む)	
	47	障害者支援施設	生活支援員／就労支援員／サービス管理責任者
	48	地域活動支援センター	指導員
	49	福祉ホーム	管理人
	50	基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員
介護保険法	51	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員（保健師、主任介護支援専門員等）（注意1）
職業安定法	52	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター／発達障害者雇用トータルサポーター
その他	53	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行う施設	地域体制整備コーディネーター／地域移行推進員
	54	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行う施設	相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	55	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	56	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	57	スクールソーシャルワーカー活用事業を行う施設	スクールソーシャルワーカー
	58	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行う施設	相談員
	59	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター
	60	地域生活定着支援センター	相談援助業務に従事する職員
	61	ホームレス自立支援事業を行う施設	生活相談指導員
	62	地域若者サポートステーション	相談援助業務に従事する職員
	63	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
	64	その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。

（注意1）「包括的支援事業」のうち、一部の事業（介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業）は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することはできません。

以下の事業・職種はすでに廃止されていますが、過去にこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

	番号	施設種類	職種	
すでに廃止されているが、実務経験の対象となる事業・施設・職種	65	児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	
	66	精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	
	67	精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員／管理人	
	68	知的障害者援護施設	知的障害者入所更生施設	生活支援員／生活指導員
			知的障害者通所更生施設	
			知的障害者入所授産施設	
			知的障害者通所授産施設	
知的障害者小規模通所授産施設				
		知的障害者通勤寮		

記入例

●この入学願書の裏面の所定欄に入学選考料(5,000円)の振込明細票(コピー、または原本)を貼付してください。

書式 1

YMCA 健康福祉専門学校 (以下一方をチェック、受付番号欄は未記入、実習欄は該当番号を○で囲む。)

社会福祉科 一般養成通信課程 (1年6ヶ月)

※受付番号	
※実習	① 免除 (該当する実務経験あり) 2. 3. ●実習要件を確認し、該当する番号に○をつけてください。

精神保健福祉科 短期養成通信課程 (9ヶ月)

※受付番号	
※実習	1. 免除 (該当する実務経験あり) 2. 3. ●実習要件を確認し、該当する番号に○をつけてください。

入学願書

2024年度(令和6年度)

提出日(西暦) 2023年11月10日

フリガナ	アツギ ハナコ		性別	
氏名	厚木 花子 (旧姓 川崎)		男・女	男・ 女
生年月日	西暦 1985	S H	日生	36歳
現住所	〒214-0014 神奈川県厚木市中町 ○-○-○ ○○マンション105号			
連絡先	自宅電話	046-123-4567	携帯	090-1111-2222
	F A X	046-123-4567	Eメール	Atsugi@yokohamaymca.org
	緊急連絡先	(氏名)厚木 太郎 (続柄)夫 (携帯等)190-1111-3333		
最終学歴	学校名	学部・学科		卒業年月
	横浜大学	文学部 日本文学科		2008年3月
※YMCAの専門学校を卒業あるいは修了した人は下記に記入してください。				
学校名 _____ 学科 _____ 卒業・修了年月 _____				
現在の勤務先	名称	○○○地域包括センター		
	勤務先種別	地域包括支援センター	職種	保健師 常勤 非常勤
	所在地	〒244-0816 神奈川県 _____ 《電話番号》045-0000-0000		
保有資格	保健師 介護支援専門員 ●福祉関係の資格をお持ちの方は記入してください。			
入学資格	社会福祉科 (一般養成課程)		精神保健福祉科 (短期養成課程)	
	① 4年以上 2. 3年以上 3. 2年以上 4. 相談援助実務経験4年以上		1. 福祉系 2. 福祉系 3. 福祉系 4. 社会福祉系	
※該当番号を○で囲む	●ご自身の入学資格に○をつけてください。		●実務経験証明書に証明を受けた施設、職種、及び経験年数を記入してください。 ●願書提出時に実務経験を満たしている方は、証明を受けた時点での経験年数を記入し従業に○をつけてください。 ●2022年3月末で、実務経験を満たす方は見込に○をつけてください。	
実務経験	経験年数		実務経験施設等種別	
	3年6カ月 従業 見込		地域包括支援センター る業務を行う職員	

実務経験証明書 <個票>

学校法人 横浜 YMCA

YMCA 健康福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	アツギ ハナコ	生年月日	
氏名	厚木 花子	(西暦) 1985年10月18日生	
施設種類	地域包括支援センター	職種	包括的支援事業に係る業務を行う職員

(1) 上記の者は (西暦) 2019 年 4 月 1 日より当施設・機関において相談援助の業務に従事している (2023 年 3 月 31 日まで勤務する見込みである) ことを証明します。

(2) 上記の者は (西暦) 年 月 日から 年 月 日まで相談援助を業務に従事していたことを証明します。

2022 年 10 月 20 日
書類作成日の日付

所在地 244-0816 横浜市戸塚区〇〇町〇〇-〇〇

施設種類 地域包括支援センター
 施設・機関名 〇〇〇地域包括支援センター

電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者氏名 センター長 横浜 二郎 公印

●現在勤務している方は(1)に、過去に勤務していた方は(2)に記入してください。

●参考資料 2「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください

●代表者としては、施設長や法人の代表者（理事長等）のお名前を記載してください。
 ●施設長が入学申し込みの場合は法人の代表者（理事長等）が証明してください。

- (注) 1. 施設種類・職種については、参考資料「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明者の訂正印を押してください。修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や不正が判明した場合は、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消されることがあります。

実務経験証明書 <個票>

学校法人 横浜 YMCA

YMCA 健康福祉専門学校 校長 殿

フリガナ	ヨコハマ ハナコ	生年月日	
氏名	横浜 花子	1996 年 10 月 18 日生	
施設種類	病院	職種	医療ソーシャルワーカー

(1) 上記の者は、(西暦) 2021年 4 月 1日から当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っている(2024年 3 月 31 日まで勤務する見込である) ことを証明します。

(2) 上記の者は、(西暦) 年 月 日から 年 月 日まで当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を業務として行っていたことを証明します。

●現在勤務している方は(1)に、過去に勤務していた方は(2)に記入してください。

2022 年 11 月 20 日
書類作成日の日付

●施設種類、職種は参考資料 2 「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。

所在地 神奈川県厚木市〇〇町〇〇-〇〇

法人名 医療法人 〇〇会

病院・施設・機関名 〇〇病院

電話番号 046-〇〇〇-〇〇〇〇

代表者氏名 院長 厚木 一郎 公印

●代表者としては、施設長、院長、法人の代表者(理事長等)のお名前を記載してください。
●施設長が入学申し込みの場合は法人の代表者(理事長等)が証明してください。

- (注) 1. 施設種類・職種については、参考資料 2 「実務経験として認められる指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されている施設種類及び職種名の通りに記入してください。
2. 証明内容を訂正した場合は、証明者の訂正印を押してください。修正液による訂正は認められません。
3. 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。
4. 本証明書に虚偽や不正が判明した場合は、入学資格並びに国家試験受験資格および登録が取り消される場合があります。

M E M O

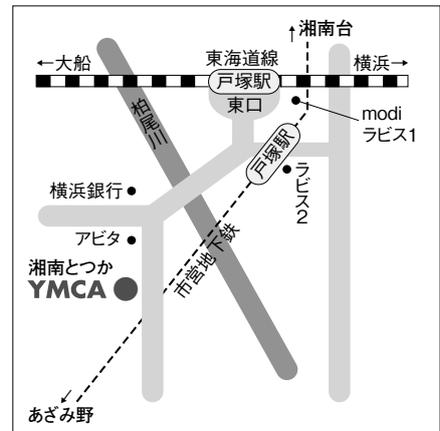
A series of horizontal dotted lines for writing.

交通に便利で、設備が整ったスクーリング会場



湘南とつかYMCA

〒244-0816
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町769-24



YMCA健康福祉専門学校

〒243-0018 神奈川県厚木市中町4-16-19
〈通信課程事務局〉 Tel 046-223-1441



<https://health.yokohamaymca.ac.jp>
E-mail ymkenko@yokohamaymca.org

社会福祉科 精神保健福祉科 専門実践教育訓練給付金制度について

本校社会福祉科、精神保健福祉科は、厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練給付金制度の対象講座となっています。制度の概要や事前手続きについては、下記をお読みにになり、ご不明の点があれば、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

1. 制度の概要

教育訓練給付金制度とは、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方が、指定対象講座の教育訓練を受けた場合、受講のために支払った費用の一部に相当する金額がハローワークから支給される制度です。

※留年した場合は対象からはずれます。

2. 支給対象者

(1) 初めて支給する場合

受講開始日前までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(2) 2回目以降として支給する場合

前回の教育訓練開始から今回の専門実践教育訓練の受講開始日前までに、3年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

(注) 支給要件があるかどうか明らかでない方は、最寄りのハローワークで「支給要件照会」を行うことができます。最寄りのハローワークにお問い合わせください。

3. 支給額

(1) 受講生本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額(上限40万円)となります。

(2) 受講修了日から1年以内に資格等を取得し、かつ被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額が追加して支給されます。この場合、すでに給付された(1)の訓練経費の50%と追加給付20%を合わせた70%に相当する額(上限56万円)が支給されることとなります。

4. 受講開始前申請手続きについて

専門実践教育訓練給付金制度の利用を検討される方は、原則として受講開始日(2024年4月1日)の1カ月前までにハローワークで受給資格確認の手続きを行う必要があります。詳細はお近くのハローワークでご確認ください。

(1) 受講前の手続

① 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成する。

② ハローワークで配布される「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」に必要事項を記入する。

※裏面をよくお読みにになり「確認票」に記入してください。記入に必要な本校側の情報は以下の通りです。

「確認票」の7と8の欄には以下を参考に記入してください。

【社会福祉科】

7	指定番号	1410057-2110011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	社会福祉科(実習なし)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和7年9月30日

【精神保健福祉科】

7	指定番号	1410057-2310011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習なし)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和6年12月31日

7	指定番号	1410057-2010011-6
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習210時間)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和6年12月31日

7	指定番号	1410057-2310021-9
	教育訓練施設の名称	YMCA健康福祉専門学校
	教育訓練講座名	精神保健福祉科(実習150時間)
8	受講開始予定日、受講終了予定日	令和6年4月1日～令和6年12月31日

③完成したジョブカードと「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」、その他必要な提出書類をご自分の住所地のハローワークへ提出、ハローワークから教育訓練給付金の「受給資格者証」の交付を受ける。

(2) 支給申請について

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給申請は、教育訓練を受講した本人が受講中及び受講修了後、原則ご自分の住所地を管轄するハローワークに、受講（修了）証明書・領収書等の必要書類を提出することによって行います。

受講開始前に「受給資格者証」が交付された方には、入学後に本校よりあらためてご案内いたします。



みつかる。つながる。よくなっていく。

YMCA健康福祉専門学校

〒243-0018 神奈川県厚木市中町 4-16-19 Tel 046-223-1441 Fax 046-223-2101
Email ymkenko@yokohamaymca.org URL <https://www.yokohamaymca.ac.jp/health>